令和８年度ＮＡＧＡＮＯ農産物輸出拡大事業
（県産ぶどう海外販路拡大事業）業務委託仕様書(案)

農業政策課農産物マーケティング室

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う令和８年度ＮＡＧＡＮＯ農産物輸出拡大事業（県産ぶどう海外販路拡大事業）の業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

１　事業名

令和８年度ＮＡＧＡＮＯ農産物輸出拡大事業（県産ぶどう海外販路拡大事業）

２　業務の目的

県産ぶどうのさらなる輸出拡大に向け、アジア圏に次ぐ新たな輸出先国を模索するため、カナダを対象にテスト輸送やテストマーケティング、市場調査等を展開する。

（カナダ選定理由：高い購買力と安定した経済状況を有するカナダ市場は、移民が人口の約４分の１を占めており、中華系移住者も多いことから、日本産青果物に対する一定のニーズがあると推測できるため。ターゲット都市としては州の中で最も人口が多いトロント（国全体の約４割が集まっている）を想定。）

３　委託契約期間

委託期間は契約締結日から令和９年２月２６日までとする。

４　委託契約書

別紙のとおり

５　業務内容

（１）現地実需者の産地招へい及び生産者団体との意見交換

現地実需者（小売業者等のバイヤー２名）等を産地招へいし、産地（園地等）視察及び生産者団体（１団体以上）等との意見交換を実施する。（視察先・生産者団体との調整は委託者が実施。意見交換内容には検疫条件やその対応方針、品質ニーズ聴取を含めること）

（２）県産ぶどうのカナダ向けテスト輸送及び品質等流通コスト調査による物流方法検証

カナダ向けぶどうの輸出は日本から空輸便により行われている現状があるが、今後の県産ぶどうの大ロット輸出に向けては船便導入の可能性を探る必要がある。このためカナダ最大の都市であるトロントへテスト輸送を実施し、「輸送した荷の数量」「リードタイム」「着荷の品質確認（ロス率)」「輸送費」等のデータ収集を行う。

テスト輸送の具体的な内容については、「輸送手段」「出荷時期」「輸送ロット」「温度管理条件及び包装形態」等を踏まえ、委託者との協議の上決定することとする。

得られたデータをもとに、現状実施している空輸便との比較を行い、より望ましい物流体制を選出する。

また、当該物流実装に向けた課題整理を行い、流通コスト（品質ロス率含む）削減に向けた提案（産地側で取り組むべき対応策等）を行う。

（３）県産ぶどうのテストマーケティング（販売促進活動）

現地小売店等１店舗以上での県産ぶどうのテストマーケティングを１回実施する。

テストマーケティングでは、店舗内での「売り場づくり」「マネキンの設置」「試食用ぶどうの配布等」を実施すること。（販売促進活動時期：９月～１２月のうち２日以上）

試食用ぶどうはできる限り（２）のテスト輸送で使用したものを活用する等経費削減に努めること。また、産地である「長野県」をアピールできるよう、POP などの販促資材を必要に応じて作成すること（素材データは県農産物マーケティング室から提供可能。）

（４）ＳＮＳ等を活用した県産ぶどうの情報発信（「しあわせ信州ロゴ」の活用含む）

県産ぶどうや産地を紹介する既存動画や記事を活用し、（３）のテストマーケティングの誘客効果及び認知度を高める等連携する形での情報発信を実施する。情報発信にあたっては長野県の統一広報ツールとして「しあわせ信州ロゴ」を積極的に活用すること。

なお、発信内容は事前に県農産物マーケティング室と協議して決定すること。

（５）競合商品流通動向調査

今後、カナダ向け県産ぶどうの輸出を拡大するためには、競合商品の市場地位や流通動向を把握する必要がある。そこで、現地において購買層が異なる小売店等２店舗以上の売り場視察を行い、競合商品の「販売価格」や「品質（外観・食味）」「提供方法」等、市場流通動向を調査する。結果について、完了報告書内で図表や写真などを用いてわかりやすく示し、分析すること。

（６）現地実需者・消費者に対するニーズ・認知度調査

（３）のテストマーケティング及び（４）の情報発信並びに（５）の競合商品流通動向調査を通じて、現地実需者２社以上、消費者 50 名以上を対象にニーズ・認知度のヒアリング調査を実施する。

実需者２社以上のヒアリングは（５）競合商品流通動向調査と同時実施でも可とする。

消費者 50 名以上に対するヒアリングは、項目を設定し可能な限り多くの定量データを収集できるよう、実施方法を工夫する。また、結果について、完了報告書内で図表などを用いてわかりやすく示し、分析すること。

調査実施方法や調査項目については、県農産物輸出戦略の参考になるよう生産者視点も意識したものになるよう工夫し、事前に県農産物マーケティング室と調整すること。

（７）生産者団体等の渡航支援

（３）テストマーケティングもしくは（５）流通動向調査もしくは（６）ヒアリング調査実施時とあわせて生産者団体等（１名以上）の現地渡航支援を行うこと。（生産者団体との調整は委託者が実施。）

（８）県ホームページ公開用の事業概要の作成

受託者は、６（１）に基づき提出する完了報告書に加え、県ホームページで公開するための事業概要も併せて作成すること。

（９）その他上記の実施に当たり必要な業務

６　完了検査

（１）受託者は、本業務完了後、業務完了報告書を提出すること。完了報告書提出時は事業経費の確認のため決算状況がわかる資料をあわせて提出すること。

（２）受託者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。

（３）受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

７　業務の実施体制

（１）業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。

（２）統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配し・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、契約締結後速やかに委託者へ提出すること。提案書においては、委託者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。

（３）統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ報告すること。

８　対象経費

（１）本業務委託の対象となる経費は、以下のとおりとする。

ア　販売促進活動のための食材費・人件費・会場設営費等

イ　販売促進資材作成費（デザイン含む）

ウ　広報ＰＲ活動費

エ　調査費
オ　旅費（カナダへの渡航、小売業者・輸出（入）事業者の産地招へい）※
カ　その他事業実施に必要な経費
（２）本業務委託の対象とならない経費は、以下のとおりとする。
ア　機械・機器等購入経費
イ　土地・建物を取得するための経費
ウ　施設や設備を設置または改修するための経費
エ　受託者の飲食にかかる経費
オ　その他、事業と関連が認められない経費
（３）一般管理費
一般管理費を除く事業経費の税抜合計額の 10%以内であること
※県職員がカナダに渡航する場合の旅費は委託業務に含めない。

９　成果品の帰属
（１）本業務により作成された成果品に関する全ての権利は、受託者が従前有していたものを除き、委託者に帰属する。
著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
（２）委託者は成果品について、加工及び二次利用できるものとする。

10　個人情報の取得・保護・管理等
（１）受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
（２）受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
（３）受託者は、成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11　再委託
（１）受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りでない。
（２）委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

12　その他
（１）受託者は、新型コロナウイルス感染症の状況を常に考慮し、本業務が滞りなく実施されるよう努めること。そのため受託者は、予め関係各所と緊急事態宣言やまん延防止等重点措置（カナダにおいてそれに類する措置）が発令された場合の対応を協議し、委託者の了承を得ることとする。
（２）受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。
（３）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
（４）受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
（５）委託料又は履行期間を変更する必要があるときは協議の上、書面によりこれを定める。
（６）本事業に係る収支内容を証する経理書類、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳等の会計書類や、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿（人件費を計上する場合に限る。）を整備し、業務終了後５年間保管すること。
（７）本事業の会計書類は、他の会計書類と明確に区分し、その使途を明らかにしておくこと。